

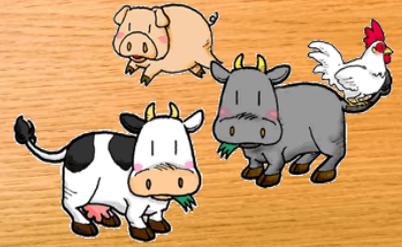
# かわら版

令和7年2月発行

川本家畜保健衛生所（西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部）

〒696-8510 邑智郡川本町大字川本 265-3

TEL (0855) 72-9805 FAX (0855) 72-9811



## 飼養衛生管理基準の定期報告を提出してください

家畜（牛・豚・馬・鶏など）を飼養している方は、毎年、飼養頭羽数および飼養衛生管理基準の遵守状況を国へ報告（定期報告）することが義務付けられています。

家畜保健衛生所が検査などで農場へ伺った際に、定期報告書とチェック表を提出していただいた皆様におかれましては、お忙しい中ご対応ありがとうございました。また、提出されていない方につきましては、定期報告書とチェック表を郵送しています。記入例を参考にさせていただき、持参、郵送またはFAXのいずれかの方法にて、当所へ2月28日（金）までに提出してください。なお、報告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら、お気軽に当所までご相談ください。

今後、定期報告などの報告について、従来の紙での提出から、電子申請に移行する予定です。詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

農場名:		回答記入例 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
<b>1 家畜防疫に関する基本的事項</b>					
1 家畜の所有者の責務					
①関係法令を遵守している。 (関係法令の例) ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・畜産施設等の衛生管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛養豚施設等動物取扱施設法 ・畜舎法 ・動物福祉等の品質、安全性及び安全性の確保に関する法律 ・化粧品に関する法律	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 (協力者の例) ・地域の畜産の所有者(飼養衛生管理者) ・郡道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防衛団	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
③(所有者以外に飼養衛生管理者がある場合) 飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
【記入欄】 今後の改善方針					
<b>2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践</b>					
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 (情報の取組方法例) ・メール ・広報誌 ・FAX ・ウェブサイト				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③家畜防疫に関する最新情報を調べ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を行っている。				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
④農場の最新の防疫体制を確保できるように、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の手引図を作成し、備えている。 ※以下の資料を添付 農場の手引図 (図のものを明示したもの) 1) 衛生管理区域及びその出入口 2) 消毒設備の設置箇所				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑤家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【記入欄】 今後の改善方針					
<b>3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</b>					
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 飼養衛生管理マニュアルの必要事項 (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び管理における禁止事項 (2) 農場職員及び関係者の健康管理 (3) 農場内への不潔な物の持ち込み(郵便物による持ち込みを含む。)に関する注意事項 (4) 農場内への不潔な動物の持ち込みの禁止 (5) 不潔な物(土、糞、尿等)を農場内に持ち込まないための取組 (6) 持ち込む(土、糞、尿等)の取扱い (7) 農場の消毒設備の衛生管理に関する取組 (8) 衛生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9) 農場にける畜舎の清掃 (10) 手洗、衣服、靴、乗具、器具、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び効果 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③家畜の伝染性疫病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。				<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【記入欄】 今後の改善方針					

## 異常産サーベイランスの結果について

毎年、島根県では牛に異常産（流死産や胎子奇形による難産）等を引き起こすウイルスの流行状況を調査しています。今年度の調査にて、チュウザン病、ピートンウイルス感染症のウイルスが県内に侵入した可能性があることが分かりました。繁殖牛を飼養されている皆様におかれましては、引き続き異常産ワクチンの接種を実施し、予防に努めましょう。

また、調査にご協力いただきました皆様におかれましては、ご多忙のところご対応してくださり、ありがとうございました。



## ヨーネ病検査（5条検査）について

家畜伝染病予防法（第5条）には、牛のヨーネ病の検査を5年ごとに受けることが定められています。検査対象は、24カ月齢以上の乳用牛および肉用繁殖雌牛になります。

今年度の対象地域は、浜田市および江津市（旧江津市の区域に限る）であり、全頭陰性を確認しました。対象地域の皆様には大変お世話になりました。来年度（令和7年度）の対象地域は邑南町になります。時期が近くなりましたら、当所から連絡いたします。

実施年度	対象地域
令和7年度	邑南町
令和8年度	江津市（旧桜江町の区域に限る。）、川本町、美郷町
令和9年度	大田市（旧温泉津町及び旧仁摩町の区域に限る。）
令和10年度	浜田市、江津市（旧江津市の区域に限る。）

### ◎ヨーネ病とは

ヨーネ病は、家畜伝染病予防法における家畜伝染病に指定されている細菌病のことです。この病気は、難治性の慢性下痢と重度の消瘦の後に、ほとんどの発症畜が斃死する病気です。主に幼若期に経口感染し、遅れて発症する（3～5歳がピーク）という特徴があります。また、ワクチン、抗生物質等による予防・治療が困難な病気です。



## 美味しまねゴールド認証の取組み ～L2家畜排せつ物の管理～

『L2 家畜排せつ物の管理』の項目は、家畜排せつ物法<sup>\*</sup>に定められた堆肥舎の管理基準に基づいた家畜排せつ物の適切な管理が求められています。また、農場で排出された家畜の排せつ物（糞や尿など）を堆肥化し、自身の圃場で使用する等の有効利用することにより、環境に配慮した取組みが努力規定として設けられています。家畜の排せつ物は、素掘りや野積み等の不適切な管理によって、悪臭や汚水排出の原因となり、近隣トラブルや環境汚染につながります。美味しまねゴールド認証の取組みは、家畜の排せつ物の適切な処理・管理への意識向上につながり、良質な堆肥を作成し、圃場や農地へ還元する資源循環型の農業への貢献が期待できます。

※家畜排せつ物法：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

### ◎堆肥舎の管理基準（一部抜粋）

- 堆肥舎はコンクリートなどの不浸透性材料で築造し、適当な覆い・側壁を設けること。
- 定期的な点検の実施
- 堆肥舎に破損箇所がある場合、遅滞なく修繕すること。
- 家畜排せつ物の年間発生量等に関する記録をすること。